

仙台市地域防災計画（災害救助法一部改正〔救助実施市指定後〕）修正案 新旧対照表（抄）

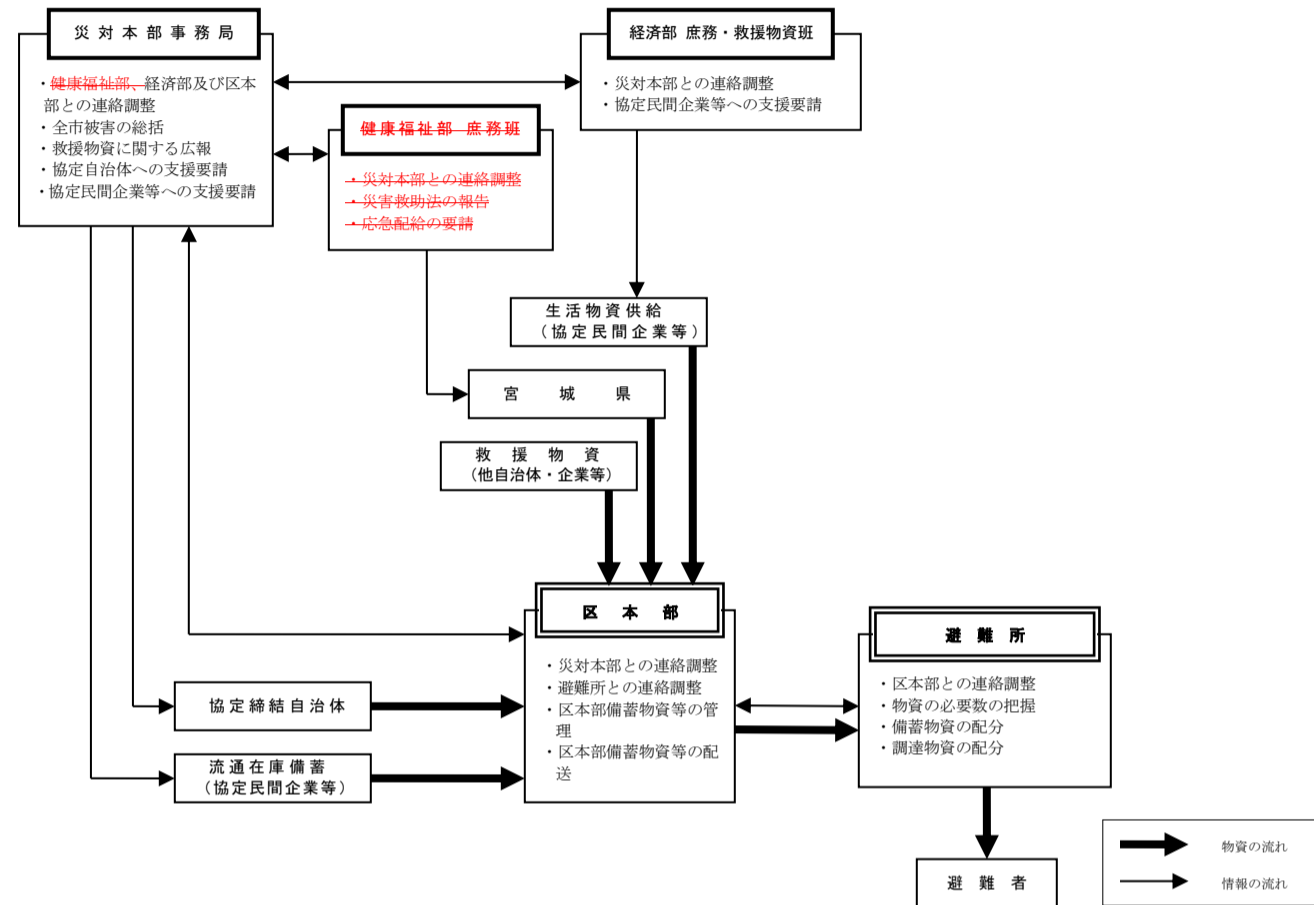
旧頁	旧	新																																
<p>共通編 P182 第2部 第2章 第19節 災害応急体制の整備</p>	<p><b>第19節 災害応急体制の整備〔危機管理室、各局区〕</b>            災害発生時に、混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平常時とは異なった組織体制の下、迅速な災害応急対策を実施する必要がある。            そのためには、災害対策本部機能の強化を図るとともに、職員に対し日頃から研修・訓練を実施することが不可欠である。            本節では、迅速かつ効果的な災害応急対策を実施するために本市が行うべき災害対策本部をはじめとする組織体制の整備等について定める。</p>	<p><b>第19節 災害応急体制の整備〔危機管理室、各局区〕</b>            災害発生時に、混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平常時とは異なった組織体制の下、迅速な災害応急対策を実施する必要がある。            そのためには、災害対策本部機能の強化を図るとともに、職員に対し日頃から研修・訓練を実施することが不可欠である。            本節では、迅速かつ効果的な災害応急対策を実施するために本市が行うべき災害対策本部をはじめとする組織体制の整備等について定める。  <u>本市は、災害救助法第2条の2に基づき、内閣総理大臣より救助実施市の指定を受けていることから、宮城県との緊密な連携体制のもと、円滑かつ迅速に災害救助を実施する。</u></p>																																
<p>地震・津波災害対策編 P29-30 第2章 第1節 応急対策の流れ</p> <p>風水害等災害対策編 P29-30 第1部 第2章 第1節 応急対策の流れ</p>	<p><b>第1節 応急対策の流れ〔各部、区災害対策本部〕</b>            本節では、発災後に実施すべき各応急対策における経過時間ごとの目標について定める。</p> <table border="1" data-bbox="389 839 1542 1232"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>地震発生 ～ 24時間位まで</th> <th>発災後24時間位 ～ 3日後位</th> <th>発災後3日位 ～ 1か月後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部運営</td> <td>○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の方針決定・指示</td> <td>○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示</td> <td>※同左</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応援協力要請(受援)</td> <td>○災害救助法適用の要請 ○協定に基づく応援の要請 ○協定に基づく支援の要請 ○自衛隊の派遣要請</td> <td>○先遣隊の受入れ ○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ</td> <td>○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ</td> </tr> </tbody> </table>	時間	地震発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位	災害対策本部運営	○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の方針決定・指示	○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示	※同左	(略)	(略)	(略)	(略)	応援協力要請(受援)	○災害救助法適用の要請 ○協定に基づく応援の要請 ○協定に基づく支援の要請 ○自衛隊の派遣要請	○先遣隊の受入れ ○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ	○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ	<p><b>第1節 応急対策の流れ〔各部、区本部〕</b>            本節では、発災後に実施すべき各応急対策における経過時間ごとの目標について定める。</p> <table border="1" data-bbox="1587 839 2741 1232"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>地震発生 ～ 24時間位まで</th> <th>発災後24時間位 ～ 3日後位</th> <th>発災後3日位 ～ 1か月後位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部運営</td> <td>○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の方針決定・指示 <u>○災害救助法の適用</u></td> <td>○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示</td> <td>※同左</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>応援協力要請(受援)</td> <td>○協定に基づく応援の要請 ○協定に基づく支援の要請 ○自衛隊の派遣要請</td> <td>○先遣隊の受入れ ○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ</td> <td>○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ</td> </tr> </tbody> </table>	時間	地震発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位	災害対策本部運営	○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の方針決定・指示 <u>○災害救助法の適用</u>	○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示	※同左	(略)	(略)	(略)	(略)	応援協力要請(受援)	○協定に基づく応援の要請 ○協定に基づく支援の要請 ○自衛隊の派遣要請	○先遣隊の受入れ ○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ	○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ
時間	地震発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位																															
災害対策本部運営	○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の方針決定・指示	○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示	※同左																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															
応援協力要請(受援)	○災害救助法適用の要請 ○協定に基づく応援の要請 ○協定に基づく支援の要請 ○自衛隊の派遣要請	○先遣隊の受入れ ○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ	○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ																															
時間	地震発生 ～ 24時間位まで	発災後24時間位 ～ 3日後位	発災後3日位 ～ 1か月後位																															
災害対策本部運営	○災害対策本部等の設置・運営 ○職員の安否確認 ○以下表中の対策の方針決定・指示 <u>○災害救助法の適用</u>	○災害対策本部等の運営 ○以下表中の対策の方針決定・指示	※同左																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															
応援協力要請(受援)	○協定に基づく応援の要請 ○協定に基づく支援の要請 ○自衛隊の派遣要請	○先遣隊の受入れ ○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ	○応援部隊の活動調整 ○支援物資等の受入れ																															
<p>地震・津波災害対策編 P35-37 第2章 第2節 災害対策活動体制</p> <p>風水害等災害対策編</p>	<p><b>4. 災害対策本部体制</b>            市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。            （中略）            (1)～(4) 略            (5) 本部員会議            本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災対本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。            なお、本部長は必要に応じ、国、宮城県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。            ア～ウ 略</p>	<p><b>4. 災害対策本部体制</b>            市長は「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、仙台市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、総合的な災害対策を実施する。            （中略）            (1)～(4) 略            (5) 本部員会議            本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災対本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。            なお、本部長は必要に応じ、国、宮城県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。            ア～ウ 略</p>																																

<p>P36-38 第1部 第2章 第2節 災害対策 活動体制</p>	<p>エ 本部員会議の所掌事務は、災害状況に係る認識の統一及び災害対応の目標設定並びに災害対応の方針決定を主眼とし、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助法の適用申請に関する事</li> <li>② 自衛隊その他関係機関に対する災害派遣要請及び応急活動の調整に関する事</li> <li>③ 現地災害対策本部の設置及び運用に関する事</li> <li>④ 避難の勧告、指示に関する事</li> <li>⑤ 被災市民等に対する支援策に関する事</li> <li>⑥ 応急対策に要する予算及び資金に関する事</li> <li>⑦ 職員の応援に関する事</li> <li>⑧ 国会、政府関係機関に対する要望及び陳情に関する事</li> <li>⑨ その他災害応急対策の重要事項に関する事</li> </ol> <p>(6) 災対本部事務局 ア～エ 略 オ 所掌事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災対本部の運営に関する事</li> <li>② 災害情報センターの設置及び運営に関する事</li> <li>③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関する事</li> <li>④ 災害応急対策活動の総合調整に関する事</li> <li>⑤ 各部、区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関する事</li> <li>⑦ 各部、区災害対策本部間の応援職員の調整に関する事</li> <li>⑧ 市民への災害広報に関する事</li> <li>⑨ 報道機関への情報提供及び報道要請に関する事</li> <li>⑩ 記者会見に関する事</li> <li>⑪ 防災行政用無線の運用に関する事</li> <li>⑫ その他災害対策の実施に必要な事項</li> </ol> <p>(7)～(9) 略</p>	<p>エ 本部員会議の所掌事務は、災害状況に係る認識の統一及び災害対応の目標設定並びに災害対応の方針決定を主眼とし、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助法の適用に関する事</li> <li>② 自衛隊その他関係機関に対する災害派遣要請及び応急活動の調整に関する事</li> <li>③ 現地災害対策本部の設置及び運用に関する事</li> <li>④ 避難の勧告、指示に関する事</li> <li>⑤ 被災市民等に対する支援策に関する事</li> <li>⑥ 応急対策に要する予算及び資金に関する事</li> <li>⑦ 職員の応援に関する事</li> <li>⑧ 国会、政府関係機関に対する要望及び陳情に関する事</li> <li>⑨ その他災害応急対策の重要事項に関する事</li> </ol> <p>(6) 災対本部事務局 ア～エ 略 オ 所掌事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災対本部の運営に関する事</li> <li>② 災害情報センターの設置及び運営に関する事</li> <li>③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関する事</li> <li>④ 災害応急対策活動の総合調整に関する事</li> <li>⑤ 各部、区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関する事</li> <li>⑦ 各部、区災害対策本部間の応援職員の調整に関する事</li> <li>⑧ 市民への災害広報に関する事</li> <li>⑨ 報道機関への情報提供及び報道要請に関する事</li> <li>⑩ 記者会見に関する事</li> <li>⑪ 防災行政用無線の運用に関する事</li> <li>⑫ <u>災害救助法の総括に関する事</u></li> <li>⑬ その他災害対策の実施に必要な事項</li> </ol> <p>(7)～(9) 略</p>
<p>地震・津波災害対策編 P82 第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画</p> <p>風水害等災害対策編 P86 第1部</p>	<p>2. 医療救護の実施 【健康福祉部】</p> <p><del>市は、災害救助法が適用された場合は県を補助し、災害救助法が適用されない場合で市長が必要と認めるときは独自に、</del>関係機関の協力を得て医療救護を実施する。</p> <p>災害時、特に地震被害時においては、建物、建築物等の倒壊、火災、津波などの発生により、同時に多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被災し、診療機能が低下するため、一時的に地域の医療能力をはるかに超える医療需要が発生することが予想される。</p> <p>市は、このような医療需要に対応するため、宮城県及び関係医療機関との連携を図りながら、避難所救護所の設置、医療救護班の派遣及び後方医療体制の整備など、適切な医療救護を実施する。</p>	<p>2. 医療救護の実施 【健康福祉部】</p> <p><u>災害救助法の適用有無に関わらず、医療救護が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として、</u>関係機関の協力を得て医療救護を実施する。</p> <p>災害時、特に地震被害時においては、建物、建築物等の倒壊、火災、津波などの発生により、同時に多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被災し、診療機能が低下するため、一時的に地域の医療能力をはるかに超える医療需要が発生することが予想される。</p> <p>市は、このような医療需要に対応するため、宮城県及び関係医療機関との連携を図りながら、避難所救護所の設置、医療救護班の派遣及び後方医療体制の整備など、適切な医療救護を実施する。</p>

<p>第2章 第10節 医療救護・保健・防疫計画</p>																												
<p>地震・津波災害対策編 P96 第2章 第12節 避難所運営計画</p> <p>風水害等災害対策編 P100 第1部 第2章 第12節 避難所運営計画</p>	<p><b>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ</b> 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、<b>知事の委任を受けて</b>市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、<b>災害救助法及び宮城県</b>災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p><b>2. 避難所の開設及び避難者の受け入れ</b> 【各部、区本部】</p> <p>避難者の受け入れについては、災害救助法が適用された場合、市長が実施するが、災害救助法が適用されない場合であっても、災害救助法及び<b>仙台市</b>災害救助法施行細則を基準として避難受け入れを行う</p> <p>(1)～(8) 略</p>																										
<p>地震・津波災害対策編 P109-111 第2章 第14節 物資供給計画</p> <p>風水害等災害対策編 P115-120 第1部 第2章 第14節 物資供給計画</p>	<p><b>第14節 物資供給計画</b>【総務部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部】</p> <p>本節では、家庭内備蓄や市場での調達により食料及び生活物資を確保することが困難な者に対して、食料等物資を円滑に供給するため、物資の調達、救援物資の受入れ及び物資集配拠点の運営について定める。</p> <p>なお、医療関連物資については、第10節「医療救護・保健・防疫計画」に定める。</p> <p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="413 1328 1441 1763"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・<del>災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事</del> ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点の運営全般に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 食料の供給</b> 【総務部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部】実施機関及び担当</p>	実施機関	担当業務	総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事	財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事	健康福祉部	・ <del>災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事</del> ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事	経済部	・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点の運営全般に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事	区本部	・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事	<p><b>第14節 物資供給計画</b>【<b>災対本部事務局</b>、総務部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部】</p> <p>本節では、家庭内備蓄や市場での調達により食料及び生活物資を確保することが困難な者に対して、食料等物資を円滑に供給するため、物資の調達、救援物資の受入れ及び物資集配拠点の運営について定める。</p> <p>なお、医療関連物資については、第10節「医療救護・保健・防疫計画」に定める。</p> <p><b>1. 実施機関及び担当業務</b></p> <table border="1" data-bbox="1611 1328 2669 1763"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>災対本部事務局</b></td> <td>・<b>県への救援物資の要請に関する事</b></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点の運営全般に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 食料の供給</b> 【<b>災対本部事務局</b>、総務部、財政部、健康福祉部、経済部、区本部】実施機関及び担当</p>	実施機関	担当業務	<b>災対本部事務局</b>	・ <b>県への救援物資の要請に関する事</b>	総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事	財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事	健康福祉部	・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事	経済部	・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点の運営全般に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事	区本部	・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事
実施機関	担当業務																											
総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事																											
財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事																											
健康福祉部	・ <del>災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事</del> ・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事																											
経済部	・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点の運営全般に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事																											
区本部	・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事																											
実施機関	担当業務																											
<b>災対本部事務局</b>	・ <b>県への救援物資の要請に関する事</b>																											
総務部	・職員の食料及び仮眠用寝具等の調達に関する事																											
財政部	・共用車の運行調整、車両の借り上げに関する事																											
健康福祉部	・指定避難所での災害時要援護者の必要な衛生用品等の把握に関する事																											
経済部	・必要な食料等物資の把握 ・各種業界団体からの支援の総括に関する事 ・各種業界団体からの食料等物資の調達に関する事 ・物資集配拠点の開設に関する事 ・物資集配拠点における食料等物資の受入れ・管理・配送に関する事 ・物資集配拠点の運営全般に関する事 ・食料等物資の輸送及び共用車の運行調整に関する事																											
区本部	・区本部備蓄物資・救援物資の輸送に関する事																											

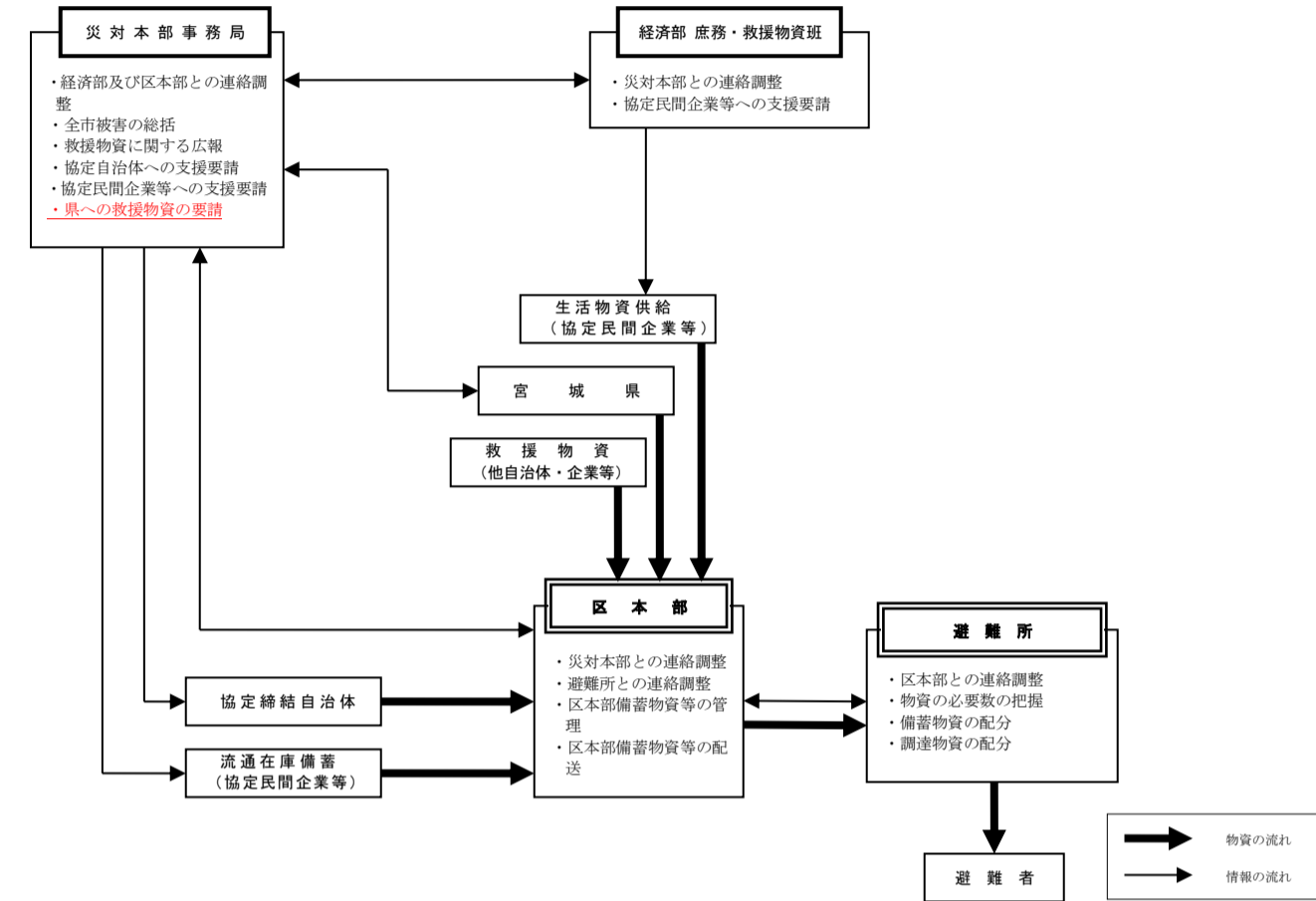
<p><b>地震・津波災害対策編</b> P109</p> <p><b>風水害等災害対策編</b> P115</p>	<p>避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。</p> <p>なお、食料の確保に当たっては、災害時要援護者、アレルギー疾患等に配慮する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>食料の確保</b></p> <p>ア <b>備蓄食料の活用</b> 災害発生後 48 時間以内は、交通機関等も混乱していることから、市立学校、市民センター等に備蓄されている食料の配付を行う。</p> <p>イ <b>協定に基づく調達</b> 災害時における食料供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、食料の確保、炊き出しを実施する。</p> <p>ウ <b>知事に対する<b>応急配給</b>の要請</b> 前記ア及びイの方法でなお不足が生じる場合は、知事に対して<b>応急配給</b>の要請を行い、配給を受ける。</p> <p>エ 産業給食による提供 弁当など調理・加工した食事の提供を行う。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><b>3. 生活物資の供給</b> <b>〔財政部、健康福祉部、経済部〕</b> 災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付し、被災者の生活を安定させる。</p> <p>なお、生活物資の確保に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>物資の確保</b></p> <p>ア <b>協定に基づく調達</b> 災害時における生活物資の供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、物資を確保する。</p> <p>イ <b>知事に対する<b>応急配給</b>の要請</b> アの方法でなお不足が生じる場合は、知事に対して<b>応急配給</b>の要請を行い、配給を受ける。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>4. 物資集配拠点の開設・運営（被害が甚大である場合）</b> <b>〔経済部〕</b> 地震による被害が広域にわたるなど必要な場合には、災対本部は、食料、生活物資その他の物資を一元的に管理し、効率的に配分するための物資集配拠点を設置することを決定する。</p> <p>災対本部の決定を受けて経済部は、災害発生後おおむね 48 時間以内を目途に、物資集配拠点を開設するとともに、民間の運送事業者を主体的に活用しながら、災対本部の指示に基づき、直接避難所等へ物資を配送するシステムを構築し、運用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <b>救援物資の受入れ</b> 本市に寄せられる国内外からの救援物資について、打診に対する判断及び回答は災対本部が行うものとし、経済部及び関係部と調整の上迅速に実施する。</p> <p>受け入れる救援物資については、物資集配拠点において備蓄物資等と併せて管理し、配送計画に基づき各避難所に配送する。</p>	<p><b>業務</b></p> <p>避難所に避難している被災者や、住家の被害により炊事ができない被災者等に対し、応急的に炊き出し等による食料の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保する。</p> <p>なお、食料の確保に当たっては、災害時要援護者、アレルギー疾患等に配慮する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>食料の確保</b></p> <p>ア <b>備蓄食料の活用</b> 災害発生後 48 時間以内は、交通機関等も混乱していることから、市立学校、市民センター等に備蓄されている食料の配付を行う。</p> <p>イ <b>協定に基づく調達</b> 災害時における食料供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、食料の確保、炊き出しを実施する。</p> <p>ウ <b>知事に対する<b>救援物資</b>の要請</b> 前記ア及びイの方法でなお不足が生じる場合は、知事に対して<b>救援物資</b>の要請を行い、配給を受ける。</p> <p>エ 産業給食による提供 弁当など調理・加工した食事の提供を行う。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><b>3. 生活物資の供給</b> <b>〔<u>災対本部事務局</u>、財政部、健康福祉部、経済部〕</b> 災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最小限必要な生活必需品を配付し、被災者の生活を安定させる。</p> <p>なお、生活物資の確保に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <b>物資の確保</b></p> <p>ア <b>協定に基づく調達</b> 災害時における生活物資の供給協力に関する協定により、協定機関及び団体等の協力を得て、物資を確保する。</p> <p>イ <b>知事に対する<b>救援物資</b>の要請</b> アの方法でなお不足が生じる場合は、知事に対して<b>救援物資</b>の要請を行い、配給を受ける。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p><b>4. 物資集配拠点の開設・運営（被害が甚大である場合）</b> <b>〔経済部〕</b> 地震による被害が広域にわたるなど必要な場合には、災対本部は、食料、生活物資その他の物資を一元的に管理し、効率的に配分するための物資集配拠点を設置することを決定する。</p> <p>災対本部の決定を受けて経済部は、災害発生後おおむね 48 時間以内を目途に、物資集配拠点を開設するとともに、民間の運送事業者を主体的に活用しながら、災対本部の指示に基づき、直接避難所等へ物資を配送するシステムを構築し、運用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <b>救援物資の受入れ</b> 本市に寄せられる国内外からの救援物資について、打診に対する判断及び回答は災対本部が行うものとし、経済部及び関係部と調整の上迅速に実施する。</p> <p>受け入れる救援物資については、物資集配拠点において備蓄物資等と併せて管理し、配送計画に基づき各避難所に配送する。</p>
--	--	--

〈物資供給フロー図（物資集配拠点が設置される前）〉



〈物資供給フロー図（物資集配拠点が設置された後）〉

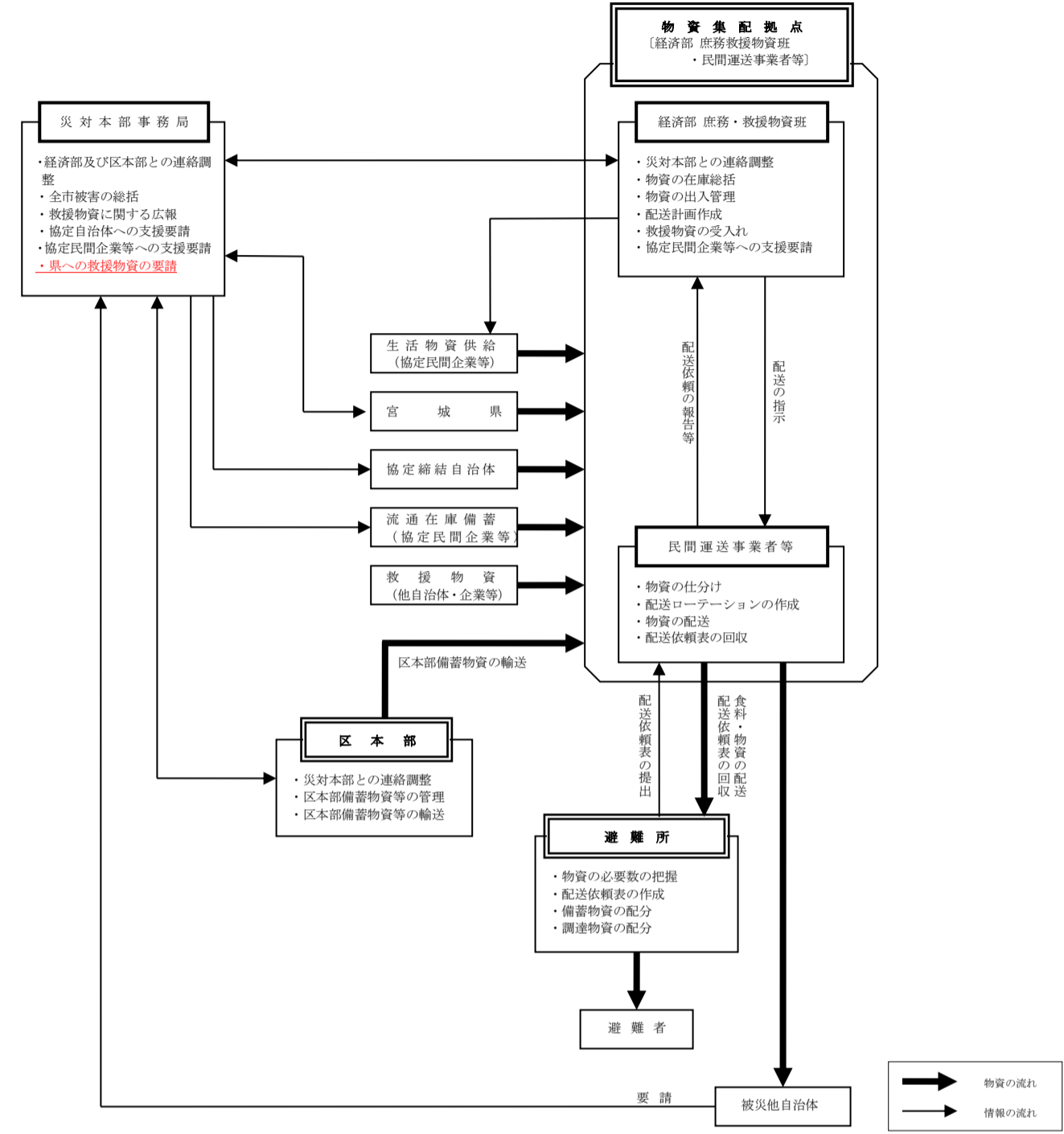
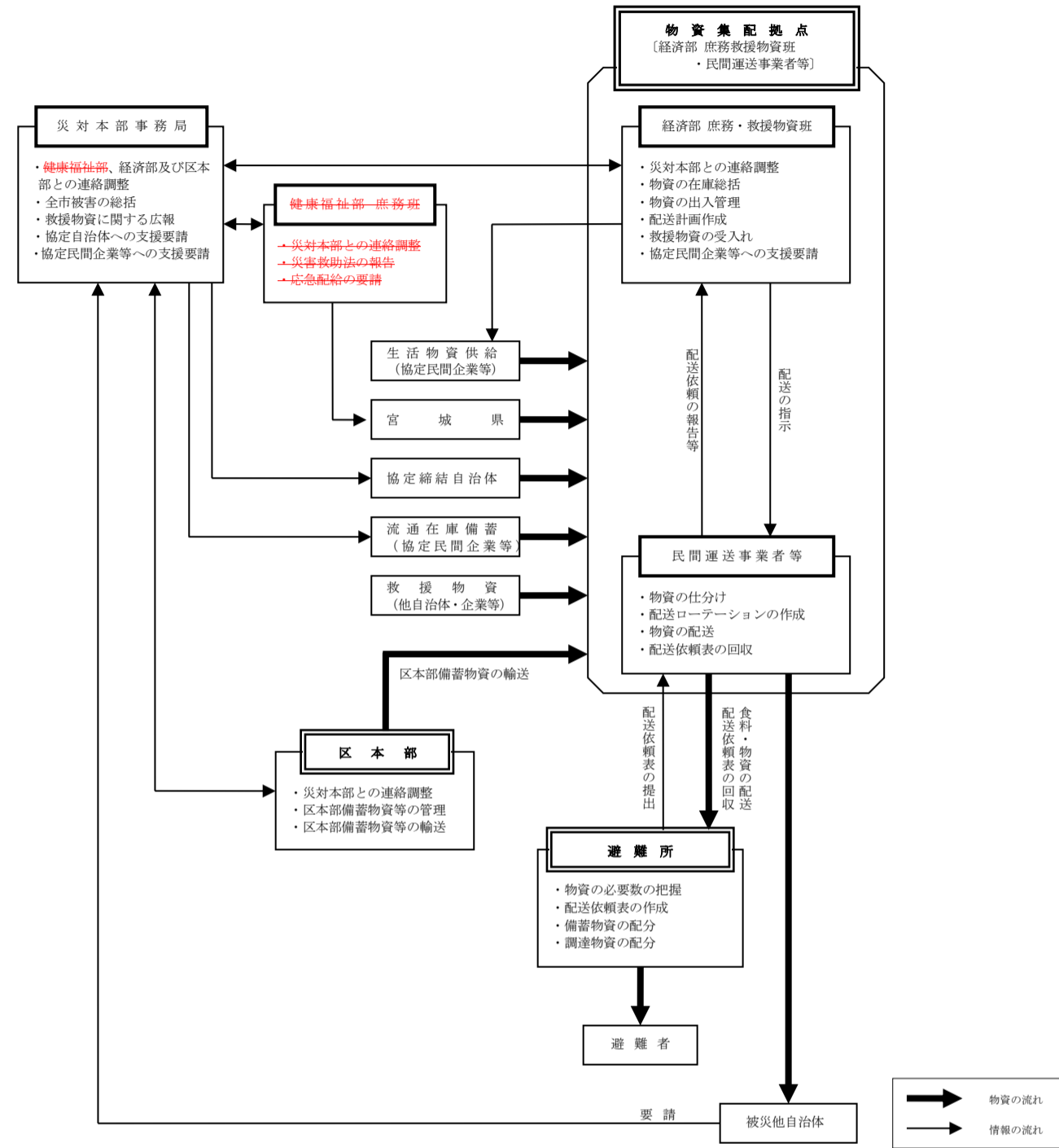
〈物資供給フロー図（物資集配拠点が設置される前）〉



〈物資供給フロー図（物資集配拠点が設置された後）〉

地震・津波災害対策編 P114

風水害等災害対策編 P120



地震・津波災害対策編 P143-146 第2章 第20節 災害救助法適用計画

第20節 災害救助法適用計画〔健康福祉部、各部、区本部〕

本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行うための計画を定める。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること</li> <li>災害救助法に基づく事務処理の総括に関すること</li> </ul>
各部・区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助の実施に関すること</li> </ul>

第20節 災害救助法適用計画〔災対本部事務局、健康福祉部、各部、区本部〕

本節では、仙台市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的な救助を行うための計画を定める。

本市は、災害救助法第2条の2に基づき、内閣総理大臣より救助実施市の指定を受けていることから、宮城県との緊密な連携体制のもと、円滑かつ迅速に災害救助を実施する。

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
災対本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法の総括に関すること</li> <li>各部及び各区本部が行う災害救助法に基づく救助項目に係る連絡調整に関すること</li> </ul>

風水害等  
災害対策  
編  
P148-151  
第1部  
第2章  
第20節  
災害救助  
法適用計  
画  
  
地震・津  
波災害対  
策編  
P143  
  
風水害等  
災害対策  
編  
P148

2. 災害救助法による救助の実施

災害救助法で定める救助は、災害により一定規模以上の被害が生じた場合、個人の基本的生活権の保護と社会秩序の保全を目的とした応急的な救助である。

~~災害救助法による応急救助は、適正かつ迅速な運用が要求されるものであることから、法定受託事務として宮城県知事が実施することになっているが、知事がその職権の一部を委任した救助については、市長が行う。~~

3. 災害救助法に基づく救助の位置づけ

救 助	災害救助法に基づく救助	宮城県から委任されていない救助	宮城県が実施し、仙台市が補助する。
		宮城県から委任されている救助	仙台市が実施する。
	災害救助法に基づかない救助	—	仙台市が実施する。

4. 救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	知事 <del>-(事務委任した場合は市町村長)-</del>
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	〃
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	〃
飲料水の供給	7日以内	〃
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内	〃
医療	14日以内	〃
助産	分べん日から7日以内	〃
災害にかかった者の救出	3日以内	〃
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	〃
生業資金の貸与	—	現在運用されていない。
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具15日以内	知事 <del>-(事務委任した場合は市町村長)-</del>
埋葬	10日以内	〃
遺体の捜索及び処理	10日以内	〃
障害物の除去	10日以内	〃

~~※実施者が市町村長の場合は、災害救助法施行令第23条の規定により、知事が事務の一部を市町村長が行うこととして通知したときである。~~

5. 災害救助法の適用基準

災害救助法に基づく救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害

ア～ウ 略

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする「特別の事情\*」がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合【厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要】【災害救助法施行令第1条第1項第3号後段】

\* 「特別の事情」とは、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、

健康福祉部	・災害救助法に基づく国庫負担金に係る事務処理に関すること
各部・区本部	・災害救助の実施に関すること

2. 災害救助法による救助の実施

災害救助法で定める救助は、災害により一定規模以上の被害が生じた場合、個人の基本的生活権の保護と社会秩序の保全を目的とした応急的な救助である。

削除

3. 救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	市長
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	〃
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	〃
飲料水の供給	7日以内	〃
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内	〃
医療	14日以内	〃
助産	分べん日から7日以内	〃
災害にかかった者の救出	3日以内	〃
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	〃
生業資金の貸与	—	現在運用されていない。
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具15日以内	市長
埋葬	10日以内	〃
遺体の捜索及び処理	10日以内	〃
障害物の除去	10日以内	〃

4. 災害救助法の適用基準

災害救助法に基づく救助は、市町村の区域単位に、原則として、同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害

ア～ウ 略

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする「特別の事情\*」がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合【災害救助法施行令第1条第1項第3号後段】

\* 「特別の事情」とは、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、

地震・津波災害対策編 P145

風水害等災害対策編 P150

又は救出に特殊の技術を必要とする場合  
 オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける「おそれが生じた場合\*」（厚生労働大臣への協議は不要だが、知事への協議は必要）【災害救助法施行令第1条第1項第4号】  
 \* 「おそれが生じた場合」とは  
 ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合  
 ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合  
 （中略）  
 (2)～(3) 略

6. 救助の実施に関する事務手続

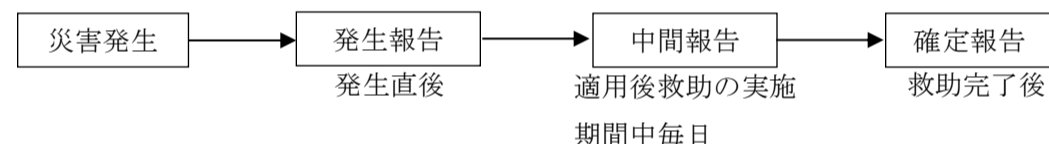
(1) 災害救助法の適用要請等

健康福祉部は、災対本部との連携の下、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、宮城県知事に対し災害救助法の適用を要請する。  
 また、宮城県知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災対本部に報告する。

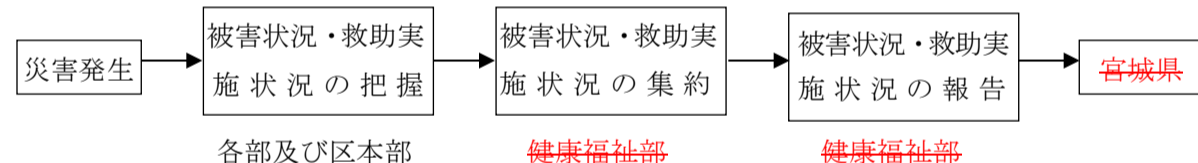
(2) 救助の実施状況及び費用の報告

各部及び区本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、健康福祉部に報告する。  
 なお、健康福祉部は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、宮城県知事に報告する。

ア 報告の種類



イ 報告のフロー



ウ 報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発生報告	・被害状況 ・既にとった措置及び今後の措置	災害発生後直ちに
中間報告	・被害状況 ・応急救助の実施状況 ・救助の種類別実施状況（日報）	適用後、救助の実施期間中毎日
決定報告	・確定した被害状況 ・応急救助の実施状況 ・ <u>救助費概算額等</u>	救助完了後直ちに

エ 報告様式

(資料 9-2 「救助日報」)  
 (資料 9-3 「救助実施記録日計票」 参照)

(3) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、健康福祉部が必要に応じ他部からの応

又は救出に特殊の技術を必要とする場合  
 オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける「おそれが生じた場合\*」（内閣総理大臣への協議）【災害救助法施行令第1条第1項第4号】  
 \* 「おそれが生じた場合」とは  
 ・ 災害が発生し又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合  
 ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合  
 （中略）  
 (2)～(3) 略

5. 救助の実施に関する事務手続

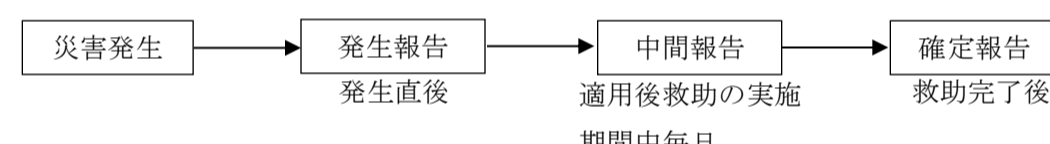
(1) 災害救助法の適用

災対本部は、宮城県との連携、情報共有の下、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、災害救助法の適用を決定する。  
 また、災害救助法の適用を決定した場合は、災対本部は速やかに各部及び区本部に連絡する。

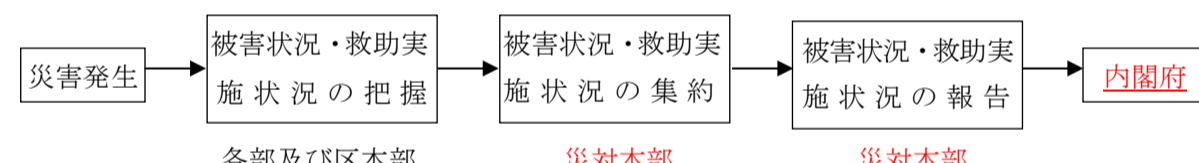
(2) 救助の実施状況等の報告

各部及び区本部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況等について、災対本部に報告する。  
 なお、災対本部は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

ア 報告の種類



イ 報告のフロー



ウ 報告内容及び報告の時期

	内 容	報 告 時 期
発生報告	・被害状況 ・既にとった措置及び今後の措置	災害発生後直ちに
中間報告	・被害状況 ・応急救助の実施状況 ・救助の種類別実施状況（日報）	適用後、救助の実施期間中毎日
決定報告	・確定した被害状況 ・応急救助の実施状況	救助完了後直ちに

エ 報告様式

(資料 9-2 「救助日報」)  
 (資料 9-3 「救助実施記録日計票」 参照)

(3) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、健康福祉部が必要に応じ他部からの応



地震・津波災害対策編 P146 風水害等災害対策編 P151

援も含めた体制で行い、宮城県知事に対して行うが、各部及び区本部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用に係る関係書類を整備保存する。

〈報告のフロー〉

```

    graph TD
      A[災害発生] --> B[各部及び区本部]
      B --> C[救助実施記録日計票の作成・報告]
      C --> D[各部及び区本部救助実施責任者]
      D --> E[救助実施記録日計票の取りまとめ・報告]
      E --> F[各部及び区本部]
      F --> G[救助日報の作成・報告]
      G --> H[健康福祉部]
      H --> I[宮城県]
  
```

(注) 救助実施記録日計票は、原則として、毎日作成し報告する。

援も含めた体制のもと、各部及び区本部より必要な関係書類を取りまとめた上で、災対本部を通じて内閣総理大臣に対して行うことから、各部及び区本部は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用に係る関係書類を整備保存する。

〈報告のフロー〉

```

    graph TD
      A[災害発生] --> B[各部及び区本部]
      B --> C[救助実施記録日計票の作成・報告]
      C --> D[各部及び区本部救助実施責任者]
      D --> E[救助実施記録日計票の取りまとめ・報告]
      E --> F[各部及び区本部]
      F --> G[救助日報、救助費概算額等の作成・報告]
      G --> H[健康福祉部]
      H --> I[救助日報、救助費概算額等の報告]
      I --> J[災対本部]
      J --> K[内閣府]
  
```

(注) 救助実施記録日計票は、原則として、毎日作成し報告する。

**6. 従事命令等**  
 災害救助法の規定により救助実施市として行う従事命令、協力命令等については、仙台市災害救助法施行細則に基づき実施する。

地震・津波災害対策編 P187-194 第2章 第33節 住宅応急対策計画 風水害等災害対策編 P190-196 第1部 第2章 第33節 住宅応急対策計画

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事
市民部	(地域支援班) ・ 技能職団体への協力要請に関する事
健康福祉部	(庶務班) <del>・ 災害救助法に基づく事務処理の総括に関する事</del> ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）の入退去等の管理の総括に関する事
都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事

1. 実施機関及び担当業務

実施機関	担当業務
総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事
市民部	(地域支援班) ・ 技能職団体への協力要請に関する事
健康福祉部	(庶務班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去の決定並びに建設業者との契約の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅の必要戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）の入退去等の管理の総括に関する事 <del>・ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）関係団体への協力要請に関する事</del>
都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ること</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する すること</li> <li>(公共建築班)</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所の選定に関すること</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設及び解体に関すること <b>※建設委任時</b></li> <li>・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関すること <b>※建設委任時</b></li> <li>・災害公営住宅の建設に関すること</li> <li>(住宅政策班)</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備の総括に関すること</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関すること</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設用地の提供受入れに関すること</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等）の提供要請・受入れに関すること</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する こと</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する こと</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関すること</li> <li>・市営住宅の保全及び入居者の保護に関すること</li> <li>・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する こと</li> <li>・被災者の市営住宅への入居に関すること</li> <li>・災害公営住宅の計画及び整備に関すること</li> <li>・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ること</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する こと</li> <li>(公共建築班)</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所の選定に関すること</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設及び解体に関すること</li> <li>・プレハブ協会等関係団体への協力要請に関すること</li> <li>・災害公営住宅の建設に関すること</li> <li>(住宅政策班)</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備の総括に関すること</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する こと</li> <li>・応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の建設用地の提供受入れに関すること</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等）の提供要請・受入れに関すること</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入居者の決定の支援に関する こと</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の入退去等の管理の総括に関する こと</li> <li>・応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を除く）の施設の維持管理に関すること</li> <li>・市営住宅の保全及び入居者の保護に関すること</li> <li>・災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する こと</li> <li>・被災者の市営住宅への入居に関すること</li> <li>・災害公営住宅の計画及び整備に関すること</li> <li>・災害公営住宅の入退去及び維持管理に関すること</li> </ul>
<p>地震・津波災害対策編 P189 風水害等災害対策編 P191</p>	<p>2. 略</p> <p>3. <b>借上げ民間賃貸住宅</b>〔総務部、健康福祉部〕</p> <p><del>(1) 宮城県からの委任がある場合</del></p> <p>仙台市が民間賃貸住宅を借り上げ、貸主、市、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。</p> <p><del>(2) 宮城県からの委任がない場合</del></p> <p><del>宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を</del>、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。</p> <p>受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。</p>	<p>2. 略</p> <p>3. <b>借上げ民間賃貸住宅</b>〔総務部、健康福祉部〕</p> <p>仙台市が民間賃貸住宅を借り上げ、貸主、市、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。受付期間の設定は、避難者数の推移などを考慮しながら調整を行う。</p>
<p>地震・津波災害対策編 P191 風水害等災害対策編 P193</p>	<p>4. 略</p> <p>5. <b>プレハブ仮設住宅の建設</b>〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合に、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。</p> <p>(1) 災害救助法との関係</p> <p><del>ア 災害救助法が適用される場合</del></p> <p><del>① 県が実施し、市が補助する。</del></p> <p><del>② 災害救助法が適用される場合の市の業務</del></p> <p><del>→ 応急仮設住宅の設置場所の確保</del></p>	<p>4. 略</p> <p>5. <b>プレハブ仮設住宅</b>〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>借上げ民間賃貸住宅及び借上げ公営住宅等で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合に、プレハブ等の簡易な構造の仮設住宅を建設し一時的な居住の安定を図る。</p> <p>(1) 災害救助法との関係</p> <p><u>災害救助法の適用有無に関わらず、応急仮設住宅対策の基本方針により、プレハブ仮設住宅が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として建設を行い、入居者を選定する。</u></p>

~~・入居者の選定~~

~~災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができないときは、市はこれに着手することができる。また、県が直接建設することが困難な場合には、委任に基づき市が実施する。~~

~~イ 災害救助法が適用されない場合~~

~~特に必要と認められるときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として、市がプレハブ仮設住宅を建設する。~~

(2) 略

~~(3) 住宅規模~~

~~1戸当たり29.7㎡(9坪)を基準とする。~~

~~(4) 障害者、高齢者等に対する配慮~~

~~プレハブ仮設住宅の建設に当たっては、障害者、高齢者等に配慮し、段差の解消、スロープ、手すり等の設置を行う。~~

~~(5) 設置の時期~~

~~災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。~~

~~(6) 供与期間~~

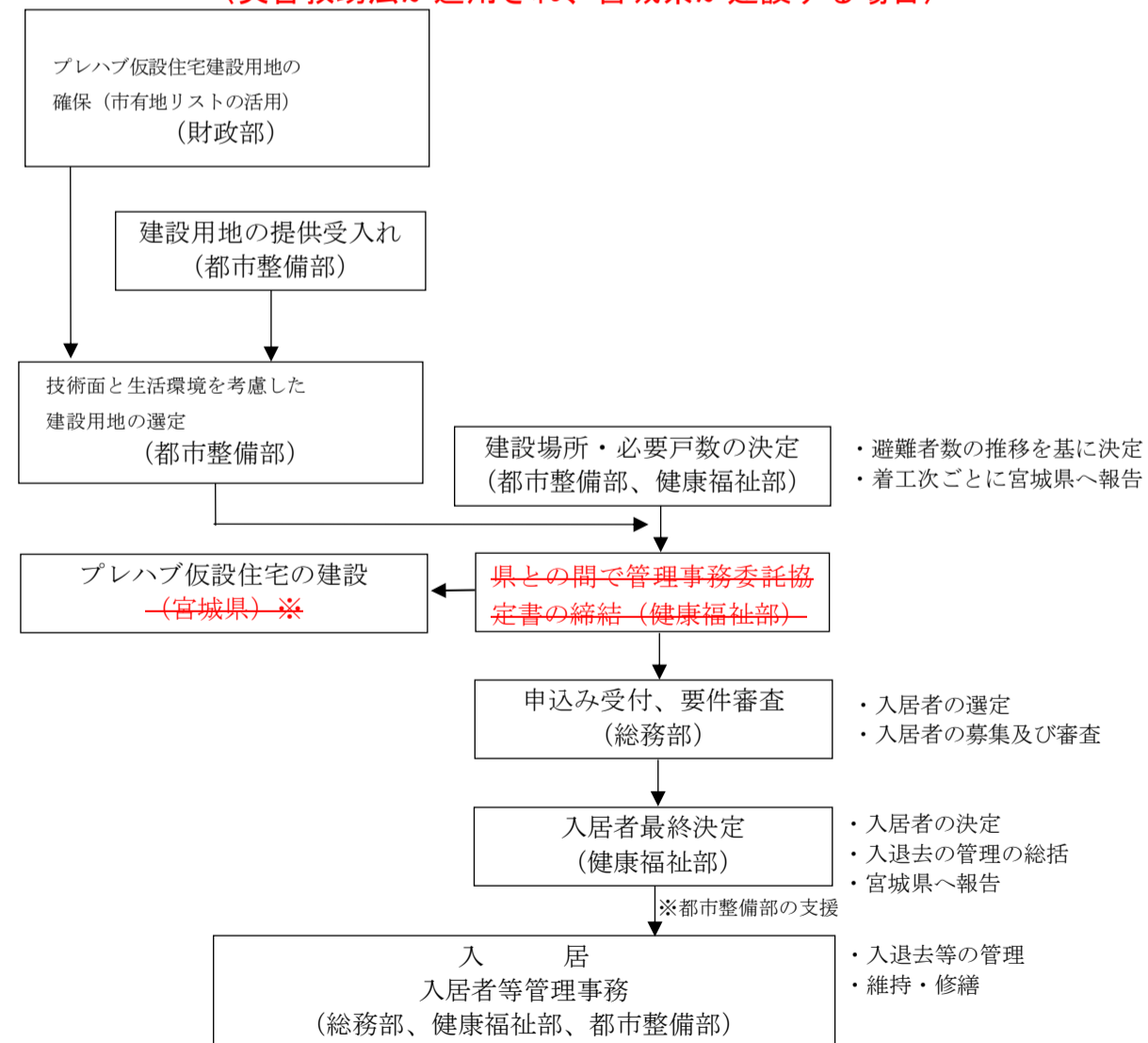
~~完成の日から建築基準法第85条第4項の期限内(原則2年)とする。~~

~~(7) 入居対象者~~

~~略~~

~~(8) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー~~

~~〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉~~

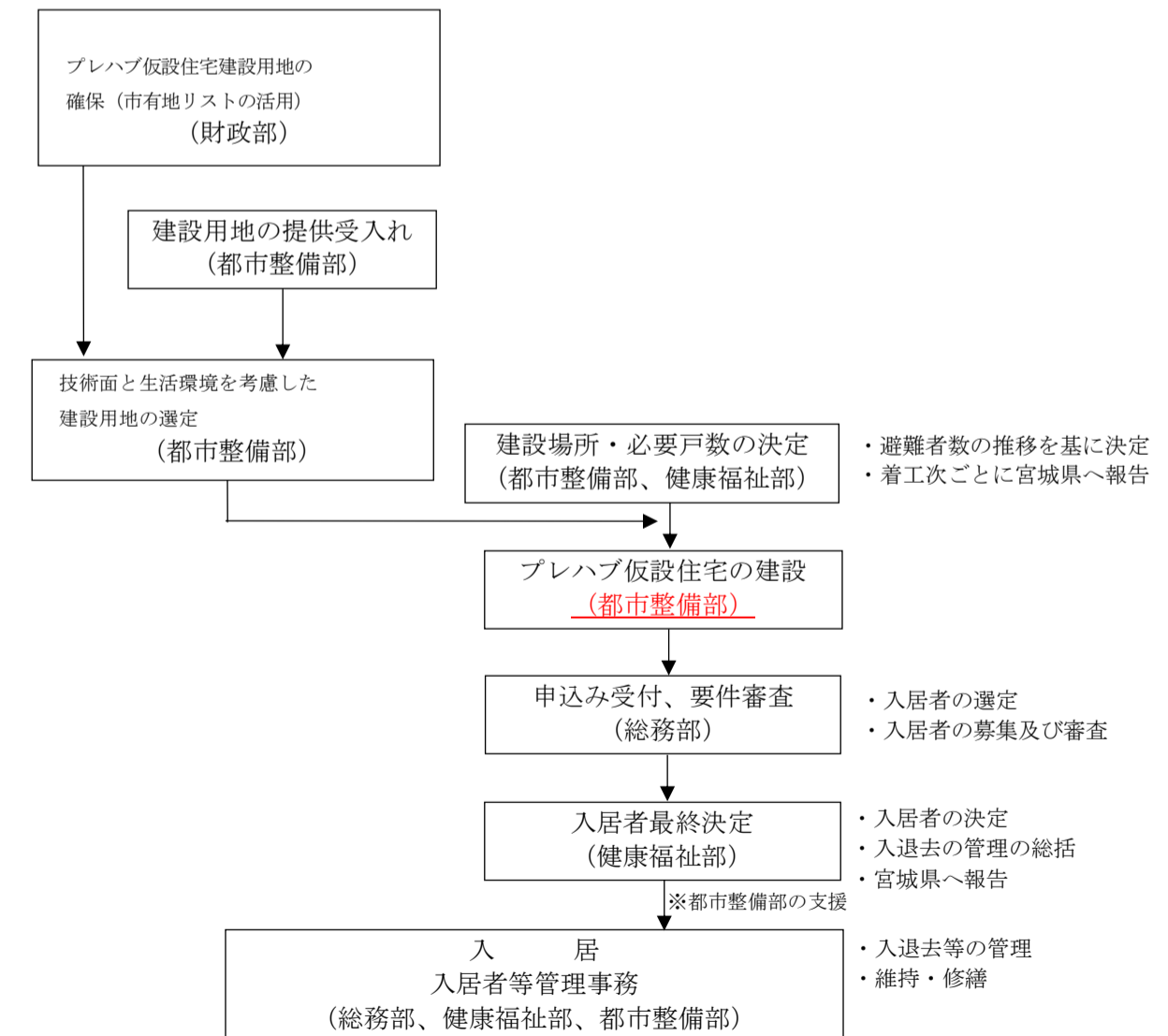


(2) 略

(3) 入居対象者

略

(4) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー



<p>地震・津波災害対策編 P193 風水害等災害対策編 P195</p>	<p><del>※ 災害救助法が適用されない場合、又は、知事から委任を受けた場合については、都市整備部が建設を行う。</del></p> <p>※ 無償工事や資機材・物品等の提供申出については、建設工事に関連する場合は都市整備部で対応し、その他の場合は健康福祉部で対応する。</p> <p>6. 略</p> <p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去〔財政部、健康福祉部〕</p> <p>(1) 災害救助法との関係</p> <p><del>子 災害救助法が適用された場合</del> 知事の委任を受けた場合に、市長が実施する。</p> <p><del>イ 災害救助法が適用されない場合</del> 市長が必要と認めるときは、災害救助法及び宮城県災害救助法施行細則を基準として市独自で実施する。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>※ 無償工事や資機材・物品等の提供申出については、建設工事に関連する場合は都市整備部で対応し、その他の場合は健康福祉部で対応する。</p> <p>(5) <u>プレハブ仮設住宅の整備</u> <u>プレハブ仮設住宅の整備に係るその他の事項については、応急仮設住宅の整備に係る実施計画に定める。</u></p> <p>6. 略</p> <p>7. 被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去〔財政部、健康福祉部〕</p> <p>(1) 災害救助法との関係</p> <p><u>災害救助法の適用有無に関わらず、応急修理及び土石等障害物の除去が必要と認められる場合は、市が災害救助法及び仙台市災害救助法施行細則を基準として実施する。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>
<p>原子力災害対策編 P28 第1章 第8節 市の活動体制</p>	<p>1. 災害対策活動体制</p> <p>本節では、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、平常業務の一部停止も考慮しながら応急対策を行うための防災組織体制について定める。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 災害対策本部体制</p> <p>市長は、次の場合に「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、総合的な災害対策を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 本部員会議</p> <p>本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。</p> <p>なお、本部長は必要に応じ、国、宮城県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 本部員会議の所掌事務は、災害状況に係る認識の統一及び災害対応の目標設定並びに災害対応の方針決定を主眼とし、おおむね次のとおりとする。</p> <p>a. 災害救助法の適用申請に関すること</p> <p>b. 自衛隊その他関係機関に対する災害派遣要請及び応急活動の調整に関すること</p> <p>c. 現地災害対策本部の設置及び運用に関すること</p> <p>d. 避難の勧告、指示に関すること</p> <p>e. 被災市民等に対する支援策に関すること</p> <p>f. 応急対策に要する予算及び資金に関すること</p> <p>g. 職員の応援に関すること</p>	<p>1. 災害対策活動体制</p> <p>本節では、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、平常業務の一部停止も考慮しながら応急対策を行うための防災組織体制について定める。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 災害対策本部体制</p> <p>市長は、次の場合に「仙台市災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、総合的な災害対策を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 本部員会議</p> <p>本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策本部における最高意思決定機関として、災害対策に関する重要な事項について協議する。</p> <p>なお、本部長は必要に応じ、国、宮城県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 本部員会議の所掌事務は、災害状況に係る認識の統一及び災害対応の目標設定並びに災害対応の方針決定を主眼とし、おおむね次のとおりとする。</p> <p>a. 災害救助法の適用に関すること</p> <p>b. 自衛隊その他関係機関に対する災害派遣要請及び応急活動の調整に関すること</p> <p>c. 現地災害対策本部の設置及び運用に関すること</p> <p>d. 避難の勧告、指示に関すること</p> <p>e. 被災市民等に対する支援策に関すること</p> <p>f. 応急対策に要する予算及び資金に関すること</p> <p>g. 職員の応援に関すること</p>

	<p>h. 国会，政府関係機関に対する要望及び陳情に関すること i. その他災害応急対策の重要事項に関すること</p> <p>カ～ケ 略</p>	<p>h. 国会，政府関係機関に対する要望及び陳情に関すること i. その他災害応急対策の重要事項に関すること</p> <p>カ～ケ 略</p>
--	--	--